

平成 30 年 6 月 29 日

市立小諸図書館
館長 小泉重好 様

市立小諸図書館協議会
会長 星野郁雄

市立小諸図書館の今後の運営について（答申）

平成 30 年 5 月 17 日付け 30 函第 3 号にて諮問を受けました標記の件について、別紙
のとおり答申します。

市立小諸図書館の今後の運営について
(答申)

平成30年6月29日
市立小諸図書館協議会

小諸市は市立小諸図書館の設置目的として、市立小諸図書館条例第2条に「全ての市民の知る自由を守り、自治と教育と文化の発展に寄与し、互いに暮らしやすい地域を実現する」ことを定めています。生涯学習活動、読書活動の中心の場としてはもとより、平成27年に新図書館開館後は小諸市におけるコンパクトシティ構想の中心として大きな役割を果たしています。また、図書館の利用者によるアンケートなどでは運営内容や図書館サービスについて高い評価を得ています。このことは、平成20年から始まった新図書館建設に向けた動きの中で、市民と行政が一緒に考え、一緒につくり、一緒に運営してきたという積み重ねと図書館職員が日頃から思いや志を高く持ち、日々の業務にあたっていることが大きな要因です。

一方、全国的な例に漏れず、市立小諸図書館の業務にあたる職員の大半は臨時職員で占められています。臨時職員は、1年更新の雇用であること、出産や育児のための休暇が取得できないこと、低賃金であること等を理由に継続的に働きづらい職場であり、市立小諸図書館としても計画的な人材の育成や確保が難しい状況となっています。これに対し、雇用条件の改善に向けた取り組みは長きに渡り取り組まれているものの、その目途は立たない状況です。

現在、市立小諸図書館における臨時職員の年齢構成は30歳以下と50歳以上に大きく二極化し、数年後には担い手の中心となっている職員が離職することから、現在のサービス水準の維持が困難になると予想されます。

市立小諸図書館協議会では、平成30年5月17日に館長から「今後の運営について」の諮問を受け、同月から計3回の協議会を開催し、市立小諸図書館が将来に渡って現在のサービスを市民に提供できる運営方法について議論を重ねました。また、平成29年度には指定管理の公共図書館を視察し、図書館運営の多様な在り方について学びました。さらに、本年6月10日には「図書館運営を考えるフォーラム」に参加し、県内をはじめとする全国の公共図書館の現状や利用者等の意見も聞くことができました。

これらのことを勘案して、市立小諸図書館の今後の運営について、次のとおり市立小諸図書館協議会としての意見を集約しましたので答申します。

市立小諸図書館の今後の運営について

市立小諸図書館は公共図書館であり、生涯学習の重要な施設として小諸市が正規職員により管理運営されることが望ましい方法です。しかし、小諸市や社会を取り巻く様々な情勢を鑑みると、そのような理想的な運営は困難な状況にあります。こうした中で、市立小諸図書館が現在提供している図書館サービスの水準を継続しながら運営できる方式として、今までどおり市が責任をもって総合的に運営していくことを前提とし、施設や設備の管理は小諸市が担い、運営部分に係る一部業務を事業者へ委託する方式を付帯意見も付けて提案します。

運営方式

運営業務に係る一部業務委託方式が望ましい。

付帯意見

- (1) 市立小諸図書館長は市の職員を充て、小諸市の責任において運営していくことが望ましい。
- (2) 業務委託にあたっては、小諸市や市立小諸図書館について熟知し、市立小諸図書館の基本理念と基本方針を遵守する市民により構成された事業者による運営となるよう取り組まれたい。
- (3) 業務委託の目的は「現在の図書館サービスの水準の維持」であり、「経費削減」ではないと考えることから、事業者の選定にあたっては、事業者の企画内容を重点に選定されたい。
- (4) 業務委託にかかる経費は、現在の市立小諸図書館の予算を基準に確保することに努め、この予算が将来に渡って担保されたい。
- (5) 小諸市及び小諸市教育委員会と受託事業者との対等な関係を確保し、市立小諸図書館の適切な管理運営を維持するため、市立小諸図書館内に図書館管理者と受託事業者および市立小諸図書館協議会委員等をメンバーとした、(仮称)市立小諸図書館委託業務管理運営委員会を設け、委員会での議論を年に数回行われるよう取り組まれたい。